



21文科高第628号
平成22年3月12日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
殿

文部科学省大臣政務官
高 井 美 穂



(印影印刷)

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について
(通知)

このたび、別添のとおり、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第3号）が平成22年2月25日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。

このようなことを踏まえ、所要の制度化を図ることが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

第一 改正の概要

- (1) 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 (大学設置基準第42条の2関係)
- (2) 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。
(短期大学設置基準第35条の2関係)

第二 留意事項

- (1) 各大学及び短期大学における社会的・職業的自立に関する指導等の在り方
大学及び短期大学（以下「大学等」という。）は、その自主性・自律性や多様性を前提としつつ、教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組む必要があること。その際、各大学等がどのような取組を行うかについては、それぞれの教育研究目的、設置する学部・学科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況により多様なものが考えられ、特定の教育内容・方法が大学等に課されるものではないこと。
- (2) 教育課程の編成における取扱い
各大学等では、教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に対し、その内容の理解を図ることが求められること。また、教育課程の編成と実施に当たっては、大学等として保証すべき教育の内容・水準に十分留意すること。
- (3) 学内における実施体制の確保
各大学等において、社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たり、大学等の判断に基づいて設けられている各種の組織の緊密な連携や、そうした組織の活用を通じて体制を整える必要があること。その際、学内に専任の教職員を配置する、または独立した組織を設けるなど、組織の設置を画一的に課すものではないこと。
- (4) 大学等の取組状況の公表
各大学等において、社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められること。

(5) 産業界や各種団体をはじめとする社会との連携と協力

社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たっては、学生の就職活動の早期化の現状等を踏まえつつ、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等との連携・協力を努める必要があること。

(6) 大学院における取組

大学院における社会的・職業的自立に関する指導等についても、大学設置基準に基づき実施体制を活用した取組が期待されること。

(7) 施行について

平成23年4月1日施行とすること。なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、今般の改正内容を踏まえて審査を行うこととすること。

(本件担当)

【制度内容について】

高等教育局学生・留学生課法規係 電話：03-5253-4111(3050)

【大学設置基準全体について】

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111(2493)

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十五日

文部科学大臣 川端 達夫

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(短期大学設置基準の一部改正)

第二条 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第三号）に関する新旧対象表
 ◎大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（厚生補導の組織）</p> <p>第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）</p> <p>第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>（厚生補導の組織）</p> <p>第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>（新規）</p>

改正後	改正前
<p>（厚生補導の組織）</p> <p>第三十五条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）</p> <p>第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>（厚生補導の組織）</p> <p>第三十五条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>（新規）</p>

大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について

1. 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢において、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっている。

このようなことを踏まえ、大学は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むことが必要であり、そのための体制を整えるものとし、今回大学設置基準及び短期大学設置基準を改正する。

(参考)

「緊急雇用対策」(21年10月23日緊急雇用対策本部決定)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(イ) 大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

2. 改正の内容

大学設置基準に次の規定を新設する(大学の取組を画一的なものとし、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学の多様な取組を推進する観点を踏まえて規定する。)。また、同趣旨の規定を短期大学設置基準にも設ける。

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

3. 公布・施行

公布 平成22年2月25日
施行 平成23年4月1日

*なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、一般の改正内容を踏まえて、審査を行うこととする。